

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第5部－第3 障がい者福祉の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
障害福祉サービスの受給者証 発行数	951 人	1,254 人	1,367 人	増加
障害福祉サービスの利用率 (利用者数／発行数)	86%	89.1%	89.4%	増加

障害福祉サービスの利用状況を示す指標です。障がい者の自立支援を推進するため、相談支援の充実等によりニーズに応じた的確なサービスの提供を行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
市内グループホームの入居定員	103 人	164 人	187 人	増加

障がい者の地域生活の受け入れ体制を示す指標です。市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム(注1)の入居定員の拡充を図ります。

(注1)障がい者グループホーム:夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、入浴や食事、トイレ等の介護や、相談などの援助を行います。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の改定等と推進

(1)計画の改定等と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②「障がい福祉計画(第4期)」の推進と第5期計画の策定

2 障がい者を支える環境づくり

(1)障がい者の権利保障	◎ ①障がい者差別解消の取り組み
	※ ②障がい者虐待防止の取り組み
	※ ③権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	④投票環境の向上
(2)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	◎ ①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②災害時避難行動要支援者支援事業の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ③避難所運営体制の強化 (第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進)参照)
(3)バリアフリーのまちづくり	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 1住環境の改善」参照) (「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)
	※ ②心のバリアフリーの推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)

	④ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を見据えた 情報提供のあり方の検討 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
	⑤ヘルプカードの普及及び周知

3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

(1)わかりやすい情報提供	※ ①わかりやすい情報提供の充実 ②ライフステージに応じた支援内容の周知
(2)相談機能の充実	◎ ①基幹相談支援センターの設置・運営 ※ ②障がい者ケアマネジメント体制の推進
(3)福祉サービス利用者への支援	①福祉サービス利用援助事業の推進 ②適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進

4 社会参加と交流の推進

(1)障がい者の社会参加の促進	※ ①高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実 (「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照) ②社会参加の条件整備 ③利用しやすい移動手段の確保 ④コミュニケーション支援の充実 ⑤文化芸術活動の推進
(2)障がい者の就労の推進	◎ ①一般就労の推進 ※ ②福祉的就労の充実 ③職場定着支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携 ④市における雇用・就労体験の機会充実
(3)交流の推進	①支え合う意識づくり ②福祉教育の推進 ③高齢者・障がい者等への支援 (「第7部-第1 生涯学習の推進」参照)

5 地域における自立生活の支援

(1)障害者総合支援法の適切な運営	※ ①障がい者自立支援事業の推進 ※ ②障害者総合支援法の見直しへの対応 ③障がい者等に関する調査の実施
(2)障がい者(児)の自立生活支援	◎ ①北野ハピネスセンター成人部門の効果的な運営 ◎ ②地域生活支援拠点等の整備 ※ ③家族支援の充実 ※ ④発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援 ※ ⑤地域移行・地域定着支援の充実 ⑥高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) ⑦精神障がい者施策の充実 ⑧高齢障がい者への支援
(3)障がい児の生活支援	◎ ①子ども発達支援センター(仮称)の開設と機能の充実 ◎ ②障がい児受け入れ人数等の拡充の検討 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照) ◎ ③教育支援の充実 (「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照) ※ ④早期療育支援のための各関係機関の連携

	※ ⑤発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実
	⑥障がい児保育の充実 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
	⑦放課後支援の充実
	⑧将来を見通した支援

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

(1)施設整備の推進	◎ ①福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実(「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②調布基地跡地福祉施設整備の検討
(2)障がい者福祉施設の充実	※ ①障がい者グループホームの設置の支援
	②民間障がい者施設への支援
(3)サービスの質と人財の確保	※ ①障がい者を地域で支える担い手の確保
	※ ②第三者評価事業の推進と支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③社会福祉法人に対する指導検査の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	④居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

7 推進体制の整備

(1)計画の推進体制	※ ①障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
	②関連個別計画との連携・整合
(2)関係機関との連携	※ ①保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
	※ ②福祉総合案内の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③関係団体等との連携による施策の充実 (「第5部-1第1 地域福祉の推進」参照)

Ⅲ 主要事業

1-(1)-② 「障がい福祉計画(第4期)」の推進と第5期計画の策定

「障がい者等実態調査」の結果等を踏まえ、「障がい福祉計画」を策定し、障がい者に関する施策の計画的な推進を図ります。計画の策定にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めるとともに、計画の進捗状況の分析・評価と必要な見直しを適切に行います。

2-(1)-① 障がい者差別解消の取り組み

「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が平成 28 年4月1日に施行されることを踏まえ、市民・事業者等への周知・啓発を行うとともに、差別解消の基本的な考え方や対応の具体例等をまとめた市職員対応要領を策定します。対応要領については、職員への研修を実施し定着を図るとともに、必要に応じた見直しを行うなど適切な運用を図ります。

3-(2)-① 基幹相談支援センターの設置・運営

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うとともに、高次脳機能障がい等の専門相談、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上、地域移行のコーディネート等多様な業務、地域の実情に応じた体制を整備する事を目的として基幹相談支援センターを設置します。また、障がい者地域自立支援協議会相談支援部会と連携し、指定特定相談支援事業者の拡充をはじめとした相談支援体制の強化を図ります。

4-(2)-① 一般就労の推進

障がい者就労支援センター「かけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、一般就労をめざす障がい者に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、商工会等と連携し、企業人事担当者に対して、障がい者施設見学会等を実施するなど、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。

5-(2)-① 北野ハピネスセンター成人部門の効果的な運営

平成26年度より委託した成人部門については、社会福祉法人の専門性を活かした円滑かつ効果的な運営を図るとともに、指定管理者制度への移行も含めた効果的な運営のあり方を検討します。また、幼児部門移転後の施設活用について、障がい福祉サービスのニーズ等も踏まえ、施設の有効活用の検討を進めます。

5-(2)-② 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題に対応するため、障がい福祉計画の策定における国の基本方針に基づき、相談、居住体験、緊急時に受け入れ可能なショートステイ及びコーディネート機能を備えた地域生活支援拠点等（拠点の整備または複数の機関が分担して機能を担う面的体制）の整備と活用を進めます。

5-(3)-① 子ども発達支援センター（仮称）の開設と機能の充実

北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育等の機能を新川防災公園・多機能複合施設（仮称）へ移転し、地域の中核的な療育支援施設として「子ども発達支援センター（仮称）」を開設します。子ども発達支援センター（仮称）では、保健、医療、福祉、教育の連携により、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に係るワンストップサービスの構築に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関とのネットワークを構築し、包括的な支援を推進します。

IV 推進事業

2-(1)-② 障がい者虐待防止の取り組み

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、虐待防止センターを中心に虐待防止の啓発に努めるとともに、障がい者に対する虐待を発見した場合等における関係機関とのさらなる連携の強化緊密化により、速やかな問題の解決に取り組めます。

3-(1)-① わかりやすい情報提供の充実

多様な情報の提供に対する障がい者やその家族からの要望は強く、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT（情報通信技術）の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進するとともに、利用者の立場に立ち、福祉サービス等の情報がわかりやすく確実に届くように努めます。例えば、市役所の窓口対応においては、ルビを振り、絵や図を使った資料の活用、筆談や読み上げ等により理解を助けることなどについて検討します。

3-(2)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント(注3)体制の整備を検討します。

(注3)ケアマネジメント:福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

4-(2)-② 福祉的就労の充実

障がい者の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、福祉的就労の場の整備も必要であるため、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の充実に図り、一般就労が難しい方の働く機会を創出します。

また、障がい者施設等自主製品開発販売ネットワーク事業「星と風のカフェ」や市内障がい者団体等と連携し、障がい者就労支援施設等で働く障がい者の工賃及び勤労意欲の向上のため、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、職業訓練・就労訓練等の支援事業に取り組みます。

5-(1)-① 障がい者自立支援事業の推進

5-(1)-② 障害者総合支援法の見直しへの対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場の整備及び支援システムの整備を推進します。

また、平成28年4月を目途として進められている、障害者総合支援法の見直し等、国の動向を注視しながら、新たな制度への適切な対応に努めます。

5-(2)-③ 家族支援の充実

障がい者施設・団体等との連携による介助者からの相談対応体制の充実に図るとともに、家族や施設・団体職員等を対象とする研修、公開講座等の充実、情報提供、情報交換等活動支援を引き続き行っていきます。

家族介護者の介護負担軽減のため、レスパイト目的のショートステイ・一時保護の拡充を図ります。また、介護者等が孤立しないよう、相談体制の充実に図るとともに、家族等を対象とした研修会等を実施し、家族相互の情報交換の場を提供していきます。

さらに、障がい及び発達課題のある子どもの家庭支援を行うとともに、一時保育事業の拡充や、地域の子育て支援策における障がい児の家庭支援が可能となるよう、関係機関と連携を図ります。

5-(2)-④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の福祉と生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加の促進、市民理解・啓発による相互理解と交流を進めていきます。

5-(2)-⑤ 地域移行・地域定着支援の充実

医療機関・福祉施設等との連携により、退院可能な精神障がい者や地域生活が可能な入所中の知的障がい者等の把握に努めるとともに、本人の意向等を踏まえつつ、地域移行への意欲喚起などの取り組みを通じ、長期在院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。

5-(3)-④ 早期療育支援のための各関係機関の連携

発達に課題があると思われる子どもや、精神疾患が疑われる児童・青少年に対して、早期療育あるいは、早期発見、早期介入のシステムの充実に図ります。また、地域における一貫した療育支援やメンタルヘルスの支援体制を、保健・医療・福祉・教育との密な連携により推進していきます。

各関係機関の連携により、早期に相談につながることで、適切な療育・治療にすみやかに結び付き、また、就学後の支援についてもスムーズな移行を可能とします。

5-(3)-⑤ 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

発達障がいを主とした療育支援対象児の今後予測される増加に対応できるよう、専門療育の提供体制の充実を図ります。

6-(1)-② 調布基地跡地福祉施設整備の検討

調布基地跡地に三鷹市、府中市、調布市の三市共同で整備することとされている福祉施設(三鷹市担当分)について、三市の施設ニーズや今後の障がい者施設のあり方等を意見交換しながら検討を進めます。

6-(2)-① 障がい者グループホームの設置の支援

障がい者施策のビジョンである「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」の実現のため、地域生活の受け皿となるグループホームの利用定員の拡充を図ります。

また、障がい者グループホーム設置支援や、家賃(施設借上費)補助等を継続的に実施し、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

障がい者を地域で支える担い手には、ヘルパー等の有資格者と、地域のボランティア等のどちらの人財も必要不可欠です。市では引き続き人財確保のためのヘルパー養成研修等の実施や、地域ケアネットワークの中核となる地域ボランティアの養成に努めます。

また、処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパー不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障害者総合支援法に基づき、「障がい福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討を行うとともに、先進好事例等の調査研究を行い、障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員からなる、障がい者地域自立支援協議会のさらなる運営推進を図ります。

また、障がい者地域自立支援協議会専門部会等を活用し、個別の相談事例や好事例等の共有化を図り、相談支援に従事する者の資質向上を図るとともに、事業所間ネットワークの構築に努めます。

7-(2)-① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化

保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等に係る機関同士の連携・協力(横の連携)により、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業等、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療や相談支援の充実に取り組む地域支援体制を確立し、障がい者(児)のライフステージや状況に応じた切れ目のない支援(縦の連携)の提供に努めます。また、これら関係機関ネットワークの構築については、障がい者地域自立支援協議会を活用し、様々な視点から施策の検討を行います。